

報告第2号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 印

提案理由

道路設置瑕疵による身体事故の和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専 決 処 分 書

道路設置瑕疵による身体事故の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月5日

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年4月10日 午後7時00分 |
| 2 | 事故発生場所 | つくばみらい市南551番地5 市道25901号線 |
| 3 | 賠償の相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | 上記場所を自転車で走行中既存構造物に気付かず、急ブレーキをかけたが、体が既存構造物にぶつかる。 |
| 5 | 損害賠償額 | 115,238円 |
| 6 | 市の過失割合 | 50% |